

5 業者名簿登載事項変更届出書について

1 変更届の全般的な注意事項

宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合は、30日以内に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届出なければなりません。（宅建業法第9条及び同施行規則第5条の3）

これは、宅建業の適切な行政指導と監督を行うためのものであり、また、宅地及び建物の購入者等が宅建業の内容を知る資料となっている「宅地建物取引業者名簿」を常に斬新なものしておくため必要なものです。

この変更の届出書の提出先及び提出部数は、免許申請書を提出する場合と同様です。

変更届出事項	次ページの各事項
届出書類	次ページ「一覧表」を参照
届出時期	変更後30日以内
提出部数	知事免許の場合 正本1部・副本1部 大臣免許の場合 正本1部・副本2部 ※副本については、すべてコピーでも可 ※申請書類は、表の順序にしたがい正副別にそろえて綴じないで提出してください。
その他	・官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものに限ります。 ・新規免許申請中の変更は、受け付けられません。 場合によっては、申請を取り下げただき、変更後に再申請していただくこともあります。 ・届出に係る「手数料」は不要です。

参考 [変更の届け出を要さない事項]

- ① 事務所の電話番号のみの変更
⇒（ただし口頭又はメモにて変更を連絡願います。）
- ② 代表者、法人役員等の自宅住所
⇒（ただし主任者登録をしている方は別途変更登録が必要です。）
- ③ 兼業の内容
- ④ 法人の資本金
- ⑤ 相談役・顧問の氏名、住所、就退任日
- ⑥ 株主の状況
- ⑦ 代表者・政令で定める使用人・法人役員（代表執行役・執行役を含む）・専任の主任者以外の「従事者」のみの異動
⇒（ただし、主任者登録をしている方で退職等は別途変更登録が必要です。また、従事者の増員による専任の主任者の増員について、変更届が必要な場合もあります。）
- ⑧ 事務所の移動を併なわない、使用権限の変更（貸主の変更など）
※これらについては、次回の免許更新申請の際にその時点の最新データを記入してください。

2 変更届に必要な注意事項

- 各書面の頭の符号
所定の様式用の紙（府庁咲洲庁舎2階売店で販売）
官公庁の証明
手元保管又は各自作成

	事項	提出書類	添付書類	参照ページ
1	商号又は名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面） <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書	1. △法人の登記簿謄本（法人のみ） 2. ○免許証（原本） 3. 大阪府証紙 500円	21
2	法人の役員就任 （代表執行役・執行役含む）	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第二面） <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 （代表者に変更のある場合のみ）	1. <input type="checkbox"/> 誓約書（免許申請書の添付書類（2）） 2. <input type="checkbox"/> 略歴書（〃（6）） 3. △法人の登記簿謄本（就任したことがわかるもの） 4. △身分証明書（外国籍の方は、登録原票記載事項証明書） 5. △登記されていないことの証明書 6. ○免許証原本（代表者に変更のある場合のみ） 7. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類（8））（常勤の役員の変更のときのみ） 8. 大阪府証紙 500円（代表者に変更のある場合のみ）	27 19 21 36 29
3	法人の役員退任 （代表執行役・執行役含む）	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第二面）	1. △法人の登記簿謄本（退任したことがわかるもの） 場合によっては、閉鎖謄本も必要 2. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類（8））（常勤の役員の変更のときのみ）	21 29
4	政令で定める使用人の就任・退任	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第三面） （政令で定める使用人の退任の場合、添付書類は5のみ）	1. <input type="checkbox"/> 誓約書（免許申請書の添付書類（2）） 2. <input type="checkbox"/> 略歴書（〃（6）） 3. △身分証明書（外国籍の方は、登録原票記載事項証明書） 4. △登記されていないことの証明書 5. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類（8））	27 19 36 29
5	専任の取引主任者の変更、増員 ※取引主任者個人の申請として、他の宅建業者を登録している場合や勤務先の登録がない場合は、事前に変更申請が必要です。届出をいただく際に、専任の取引主任者に確認の上、提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第四面） （専任の取引主任者の事務所間の異動の場合は、添付書類は1、2、6のみで可）	1. <input type="checkbox"/> 専任の取引主任者設置証明書 （免許申請書の添付書類（3）） 2. <input type="checkbox"/> 略歴書（〃（6）） 3. ○「専任の取引主任者が個人事業主である場合」 国民健康保険のコピー 【専任の取引主任者が個人事業主以外である場合】 次の【1】又は【2】のいずれか1組 【1】社会保険被保険者証のコピー +社会保険被保険者標準報酬決定通知書 （原本提示） 【2】住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（原本提示） +住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）（原本提示） 4. △身分証明書（外国籍の方は、登録原票記載事項証明書） 5. △登記されていないことの証明書 6. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類（8））	28 19 20 36 29
6	専任の取引主任者の変更、減員	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第四面）	1. <input type="checkbox"/> 専任の取引主任者設置証明書 （免許申請書の添付書類（3）） 2. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿 （免許申請書の添付書類（8））	28 29

※現免許の申請時や変更届出時に既に「身分証明書」「登記されていない証明書」を提出された、代表者、法人役員、政令で定める使用人、専任取引主任者については、引き続き、これらの職を兼任又は転任される場合の変更届については、2種の証明書は省略可能です。

	事 項	提 出 書 類	添 付 書 類	参 照 ペー ジ
7	主たる事務所・ 従たる事務所の 住居表示の実施	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第三面） <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 （主たる事務所の場合のみ）	1. △法人の登記簿謄本（法人のみ） 2. △住居表示実施証明書（個人のみ） 3. ○免許証原本 4. 大阪府証紙 500円（主たる事務所の場合のみ）	21
8	主たる事務所・ 従たる事務所の 移転 〔号室の変更・ 増改築含む〕	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第三面） <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 （主たる事務所の移転の場合のみ） （※4ページの図を確認して下さい）	1. <input type="checkbox"/> 事務所を使用する権原に関する書面 （免許申請書の添付書類（5）） 2. 下記書類の原本提示 （1）申請者の自己所有建物の場合 △建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書・そ の他所有の事実を確認できる書類（固定資産 課税通知書等） （2）賃貸借等の場合 ○建物賃貸借契約書（原本）等 3. <input type="checkbox"/> 事務所付近の地図 4. <input type="checkbox"/> 事務所の写真（カラー写真） （1）外部—建物の全景、建物の入口、事務所の入口 （2）内部—室内全体を見わたしたもので、事務机、 ロッカー、応接場所及び電話器等の設置 状況や業者票・報酬額票の掲示状態がわか かるもの。 業者票（判読できるもの） 5. △法人の登記簿謄本（法人の本店移転、登記をし た支店移転の場合） 6. ○免許証原本（主たる事務所の移転の場合のみ） 7. 大阪府証紙（主たる事務所の移転の場合のみ）	33 30 31 21
9	従たる事務所の 新設 ※従たる事務所 の新設について は、新設事務所 分の営業保証金 を法務局へ供託 するか、保証協 会へ弁済業務保 証金分担金を納 付する必要がある が、従たる事務 所の新設に係る 変更届を大阪府 へ提出するまで は、営業を開始 することができ ません。	<input type="checkbox"/> 変更届出書 （第一面、第三面、第四面） <input type="checkbox"/> 営業保証金供託済届出書 （保証協会加入者は不要）	1. 上記4の政令で定める使用人に関する書類 2. 上記5の専任の取引主任者に関する書類 3. 上記8の従たる事務所に関する書類 4. <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業に従事する者の名簿（免許申請 書の添付書類（8）） 5. 営業保証金の供託を証する書面 ○（1）供託書の写し（原本持参） ○（2）弁済業務保証金分担金納付書 ①（社）全国宅地建物取引業保証協会→「弁 済業務保証金分担金納付書」写（原本持 参） ②（社）不動産保証協会→「弁済業務保証金 分担金納付証明書」原本 ※上記（1）、（2）①、②のいずれか一つ	29 34
10	従たる事務所の 廃止又は名称の 変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第三面） 注 廃止の場合、第四面も提出の こと	注 添付書類不要（ただし、法人が支店登記をして いる事務所の場合△法人の登記簿謄本）	
11	代表者・法人の 役員・政令で定 める使用人・専 任の取引主任者 の氏名の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書 （第一面、第二面、第三面、第四面） ↳代表者↳役員↳使用人↳専取 <input type="checkbox"/> 免許証書換え交付申請書 （代表者の場合のみ）	1. △法人の登記簿謄本（法人の役員の場合のみ） 2. △戸籍抄本 3. ○免許証原本（代表者の場合のみ） 4. 大阪府証紙 500円（代表者の場合のみ）	21
	営業保証金の変更	<input type="checkbox"/> 営業保証金供託済届出書	○供託書の写し（原本持参）	38
	免許証の亡失等	<input type="checkbox"/> 再交付申請書	1. 免許証原本（残存している場合） 2. 大阪府証紙 500円	50

※保証協会に加入している方は、大阪府へ変更届を提出されると同時に各所属の協会へも届が必要
です。詳しくは各協会へお問い合わせください。

3 様式別の記載例と注意事項

〔第一面記入例〕

様式第三号の四 (第五条の三関係) (A4) 230

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
 ① 商号又は名称 ② 代表者又は個人 ③ 役員 ④ 事務所 ⑤ 政令第2条の2で定める使用人
 ⑥ 専任の取引主任者 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 申請年月日を記入

— 地方整備局長
 北海道庁長官 殿
 大阪府知事

申請者 商号又は名称 株式会社 建築商事
 郵便番号 (540-8570)
 主たる事務所の所在地 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

氏名 代表取締役 上山達也 (代表者)
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 電話番号 (06) 6941-0351
 ファクシミリ番号 (06) 6944-6805

記入不要
 受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号 27(1)39900

項番 ① 商号又は名称 都道府県コード 右詰め
 11 変更年月日 H 〇〇年〇〇月〇〇日 上段より左詰めで記入
 濁点・半濁点は1文字とする
 変更後 フリガナ カブシキガイシャケンシンブランニング
 商号又は名称 株式会社 建築商事

変更前 フリガナ カブシキガイシャケンシンブランニング
 商号又は名称 株式会社 建振プランニング

② 代表者又は個人に関する事項 実際の変更年月日で、登記日ではありません。変更区分
 12 変更年月日 H 〇〇年〇〇月〇〇日 1 1. 就退任
 2. 氏名
 変更後 役名コード 01 都道府県コード 右詰め
 登録番号 28 55001 記入不要
 フリガナ ウエヤマカツヤ
 氏名 上山達也
 生年月日 S 44年01月01日 一文字あける

変更前 変更年月日 H 〇〇年〇〇月〇〇日
 役名コード 01
 登録番号 27 60000
 フリガナ ウエヤマカスヤ
 氏名 上山一也
 生年月日 S 22年02月12日

◎ 該当する番号を○で囲む

◎ 項番11の商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱う
 「商号又は名称」の欄も上段から左詰めで黒色のボールペン等で記入する。

◎ 項番12の欄は次の区分に応じ、それぞれ当該変更区分に定めるところにより作成する。
 届出書の申請者以外の代表取締役に変更があった場合は「第二面」に記載する。

① 変更年月日は、実際の変更年月日で、登記日ではありません。

② 代表者に交代があった場合
 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」及び「変更前」の欄の両方に記載する。

③ 代表者氏名に変更があった場合
 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」及び「変更前」の欄の両方に記載する。

④ 「役名コード」の欄は13ページ「役名コード表」参照。
 個人の場合記入不要

⑤ 「登録番号」の欄は取引主任者登録をしている場合のみ右詰めで記入
 登録番号 27 100 (大阪府登録第100号の場合)
 記入不要
 ↳ 登録都道府県 (68ページ「都道府県コード表」参照)

⑥ 「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

⑦ (昭和13年1月13日の場合)
 生年月日 S 13 01 13
 明治=M
 大正=T
 昭和=S
 平成=H

※特に生年月日欄については1ケタの数字の場合、前に「0」をつける

〔第三面記入例〕

(第三面)

250

受付番号 届出時の免許証番号

27(1) 39900

項番 30

事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	事務所コード
事務所の名称	枚方営業所		

記入不要

変更区分
1. 新設・廃止
2. 名称・所在地

31

◎事務所に關する事項

変更年月日	H	年	月	日	事務所コード
事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所			
事務所の名称	枚方営業所				
郵便番号	573	0123			
所在地市区町村コード	大阪都道09県枚方09部区 区町村				
所在地	香里本町	6-17			
電話番号	0720	43-1212			
従事する者の数	2				

変更年月日

変更前	事務所名称	所在地
-----	-------	-----

確認欄

32

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分
1. 就退任
2. 氏名

変更年月日	H	年	月	日	事務所コード
登録番号	フリガナ				
氏名	三浦正男				
生年月日	S	年	月	日	

変更年月日

変更前	登録番号	フリガナ	氏名	生年月日
-----	------	------	----	------

確認欄

◎ 第三面は、項番30の事務所ごとに作成する

◎ 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する

◎ 事務所の名称は、主たる事務所の場合「本店」と記入する

◎ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」欄は、その変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入する。
ただし、事務所を新設した場合は、区別「2」と「事務所の名称」を記入

◎ 項番30の届出は、次の区分に応じ、作成する。

- ① 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。
- ② 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。
- ③ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

④ 「事務所の名称」の欄について、商号、名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事務所の場合は「〇〇営業所」等を記入する。

⑤ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入する。

◎ 項番30の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成する

◎ 「登録番号」の欄は、取引主任者登録をしている場合のみ右詰めで記入

① 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

② 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。

③ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。

④ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

〔※専任の取引主任者変更関係の記載例（第四面）〕

① 本店から枚方営業所へ異動の場合の例

(第四面)

2 | 6 | 0

受付番号 届出時の免許証番号 2 | 7 | (1) 3 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0

項番 **30**

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	事務所コード
事務所の名称	本店		

◎専任の取引主任者に関する事項

変更区分 1. 就退任 2. 氏名

41 変更年月日 年 月 日

変更後	登録番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>					
	氏名	<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					

(1 枚目)

↑

変更前	登録番号	2 7 <input type="text"/>	4 5 6 7 8 <input type="text"/>	年	月	日
	フリガナ	ウミノ ヒロシ				
	氏名	海野 博				
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				

確認欄

(第四面)

2 | 6 | 0

受付番号 届出時の免許証番号 2 | 7 | (1) 3 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0

項番 **30**

事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	事務所コード
事務所の名称	枚方営業所		

◎専任の取引主任者に関する事項

変更区分 1. 就退任 2. 氏名

41 変更年月日 年 月 日

変更後	登録番号	2 7 <input type="text"/>	4 5 6 7 8 <input type="text"/>	年	月	日
	フリガナ	ウミノ ヒロシ				
	氏名	海野 博				
	生年月日	S 45 年 6 月 7 日				

(2 枚目)

↑

変更前	登録番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>					
	氏名	<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					

確認欄

② 本店に新規採用の場合の例

(第四面)

260

受付番号		届出時の免許証番号	
[][][][][][]		27 (1) 39900	
項番	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	事務所コード
30			
事務所の名称		本店	

◎専任の取引主任者に関する事項

41	変更年月日	H [][]年 [][]月 [][]日	変更区分	1. 就退任 2. 氏名
変更後	登録番号	27 [][]45678 [][]	1	
	フリガナ	スギモト マサト		
	氏名	杉木 正人		
	生年月日	S 38年 1月 31日		

↑	変更年月日	[][]年 [][]月 [][]日
	登録番号	[][][][][][][][][][][][][][][][]
	フリガナ	[][][][][][][][][][][][][][][][]
	氏名	[][][][][][][][][][][][][][][][]

確認欄

